

議案第 68 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備等に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年 9 月 3 日提出

小松島市長 濱田 保徳

地方公務員法及び地方自治体の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備等に関する条例

(小松島市職員定数条例の一部改正)

第1条 小松島市職員定数条例（平成17年小松島市条例第5号）の一部を  
次のように改正する。

第1条中「臨時職員」の次に「（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」を加える。

(小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小松島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（平成19年小松島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(小松島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 小松島市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和26年小松島市条例第163号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(小松島市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 小松島市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年小松島市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上1年以下給料」の次に「及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和年小松島市条例第号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）」を加える。

(小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に、「市長の」を「規則に」に改める。

(小松島市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第8条 小松島市職員の特殊勤務手当支給条例（平成11年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」の次に「及び小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年小松島市条例第号）第9条」を加える。

(小松島市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 小松島市職員の旅費に関する条例（平成2年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第

1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。) を除く。以下同じ。)」を加える。

第3条第3項中「第16条第2号、第3号及び第5号」を「第16条各号」に改める。

第25条第2項中「第1項」を削る。

第29条を削り、第30条を第29条とする。

(学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第10条 学校職員の分限に関する条例（昭和29年小松島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

8 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の範囲については、第1項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第2項中「3年に」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「当該任期の範囲内」とする。

(学校職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第11条 学校職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和29年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料」の次に「の額及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年小松島市条例第 号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）」を加える。

(小松島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第12条 小松島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
  - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条にお

いて「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期日の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日  
ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が

当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号の一にも該当するときとする。

（1） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

（2） 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

（7） 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

（8） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。

第7条第2項中「をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の

2 第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。」を加える。

第8条中「をした職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第19条中「育児短時間勤務をしている職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短期間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

第20条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短期間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から市長が定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（小松島市職員の給与に関する条例の一部改正）

第13条 小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「，若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「，若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第21条第1項中「，若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り，同条第2項第1号中「，若しくは失職し」を削る。

第23条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第23条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）については，この条例の規定にかかわらず，常勤の職員の給与との権衡，その職務の特殊性等を考慮して，別に条例で定める。

第24条第7項中「，若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第26条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員として任用する現業職員については，他の現業職員の給与との権衡を考慮して，別に規則で定める。

(小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第14条 小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年小松島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 紙料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当及び期末手当
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 紙料，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間

外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年小松島市条例第 号）の規定を準用する。

（小松島市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第15条 小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員みなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

（小松島市公害防止条例の一部改正）

第16条 小松島市公害防止条例（昭和45年小松島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「委嘱」を「委託」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条中小松島市職員の旅費に関する条例第3条第3項の改正規定、第13条中小松島市職員

の給与に関する条例第20条第1項及び第4項、第20条の2第2号、第21条第1項及び第2項、並びに第24条第7項の改正規定、第14条中小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第14条第2項第2号の改正規定並びに第15条中小松島市職員の退職手当に関する条例第12条第1項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。